

令和元年 11 月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和元年 11 月 29 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和元年 11 月 29 日（金） 午前 9 時～

開催場所 教育文化会館 4 階 第 7 展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 惠一
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課長 正林 寿和
学校教育課長 森口 伸吾 生涯学習課長 坂口 義治
教育相談センター長 林 民和 教育総務課長補佐 萱野 健治
教育総務課企画総務係長 岩坪 康夫

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第 1 号 教育状況について

5 付 議 事 項

議案第 1 号 橋本市公立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

6 そ の 他

協議事項

7 閉会

開会 午前9時00分

教育長 これより教育委員会11月の定例会を始めたいと思います。

教育長 ただいまの出席委員は、全員です。

教育長 これより、本日の会議を開きます。

教育長 前回の会議録の承認について、中尾委員お願いします。

米田委員 適切に記載されていました。

教育長 本日の会議録署名委員は、吉田委員を指名します。よろしくお願いします。

教育長 それでは、最近の教育状況について報告します。

まず、11月20日（水）から21日（木）にかけての県市町村教育委員会研修会へのご出席ありがとうございました。今年度は、特に、いじめ・不登校・虐待についてのお話がありました。その中で、特徴的と思えたことを別添プリントで少しお話しします。

お話いただいたのは、立命館大学の野田正人教授です。この方は家裁の調査官だった人です。「これっていじめ？」ということでプリントに3つ事例が載っています。この3点のうち「いじめ」はどれですかというお話でした。結論から言いますと、3つともいじめであると。3つとも理解しにくいところがありますが、文部科学省のいじめの定義の移行というのがあります。旧定義は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」です。新定義は「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

「深刻な苦痛」が「精神的な苦痛」になり、「継続的・一方的・自分より弱い者に対して」という言葉もなくなっています。人間社会の中でちょっとしたことがあれば、ほとんどがいじめになる。この定義について、先生としても、これで良いのかという一定の疑問を持っている中での提案だったと思います。

いじめを巡っての学校の対応は非常に難しくなっている、ということで、学校が取り組むべき組織的なアセスメントとして、仕分け・スクリーニングをし、見立て・アセスメントをして、手立て・プランニングをする。これが大事です。最後に書いてあるのが結論だと思いますが、18才で支援の方途が制限される。人生を大きく左右するので、なるべく早く動くが、制度は、「強い義務とする」場合と、「考える余地を残す」場合とがある。つまり、アセスメントとプランニングしてゆっくり対応する場合とその日に動いて解決していく場合の2通りあるので、常にすぐに動くのではなく、よくアセスメントして、プランニングをなさйтеというのがこの先生のお話でした。

さて、前回の定例会から本日にかけて、様々な行事が行われました。まず、11

月3日(日)に市民総合文化祭開会セレモニーが行われました。それに、先だって文化顕彰式が行われ、清田信様、中尾悦子様は文化賞、音楽家の木下麻由加様に文化奨励賞が贈られました。文化賞を受賞されたお二人は、長年に渡り、橋本市の科学、そして文学・文芸の分野で地道ながら多大な貢献をされています。再度、お二人に敬意を表しますとともに、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。また、奨励賞の木下様には、今後も橋本市を代表するご活躍を期待します。来年のニューイヤーコンサートの指揮をとっていただくことが決定しています。委員の皆様には顕彰式へのご出席ありがとうございました。

また、同日に西部地区での「ふれあって西部」が開催され、多くの方々の参加がありました。11月16日(土)から17日(日)に「橋本市科学ワクワクウェブ実行委員会」主催の「科学・算数を楽しむ一日」が開催され、科学や算数・数学に関するブースが数多く設置され盛大に行われました。

同日、学校行事として、伊都地方総合文化祭が行われ、幼稚園・小学校・中学校の子どもたちの力作が展示されました。文化祭の一環として11月11日(月)には、伊都地方英語発表会、11月14日(木)には伊都地方音楽祭が行われました。どの発表会も熱のこもった発表であったと思います。特に伊都地方音楽祭は、多数の保護者も来場し、熱気あふれる中で盛大に行われました。

11月17日(日)には、未来議会が開催されました。未来議会では、市内の公立・私立6校の中学生17名が、4つのグループに分かれての一般質問と、きのかわ支援学校の生徒の発表がありました。市長、各部長が出席して行われました。今後は、中学生たちがより主体的にそして柔軟に議会で議事ができるように取り組んでいきたいと考えます。また、同日、学文路地区公民館の文化祭が、多くの方々の参加のもと行われました。

11月24日(日)には、「学びの日」を開催しました。多数の来場者で多いにぎわい、それぞれのブースが活気と笑顔にあふれ、楽しい時間を過ごしていただいたと思います。

本日は、付議事項1点です。ご協議よろしくお願ひ申し上げ、教育状況の説明とさせていただきます。

委員の皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

田中委員 未来議会についてですが、子どもたちにとって良い経験になったと思います。もう少し中学生が主体的に、柔軟に発言できる会になれば良いと思いました。感想です。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 白浜の研修ですが、学校はいじめに対して組織的なアセスメントをやらないとダメだと。市内の学校の取組状況はどうですか。大変だと思いますが。

学校教育課長 なかなか専門的なところまでできていません。年3回、いじめのアンケートを取っています。些細なところから拾い上げています。聞き取り調査をして、解決すべ

きものは関係機関と連携して解決するようにしています。アンテナを高くして、とにかく早期発見、早期対応に取り組んでいます。

教育長 教育相談センター長の発言を求めます。

教育相談センター長 いじめの定義は、変わってきています。より幅広く子どもたちの人権を守るために定義が広がっています。その分、学校の先生はきめ細かな対応が必要だという警笛だと思います。裏を返せば、非常に難しくなっているのは確かです。もともといじめがあろうとなかろうと、学校教育全体で子どもの人権を守るということでは、道徳教育、学活の中で進めてきました。これは予防的なところで、第2の予防がアンケートです。アンケートもありますが、それより大切なものは、日常の先生と子どもとの関係が大事だと思います。言葉にできたときはだいたいOKなんです。いじめや嫌なことがあったときに誰かに言っていけるのは大事なことで、言えないと苦しい。先生方をお願いしているのは、アンケートも必要だけど、日常の変化、態度や言葉の変化、いつもと違うときに声をかけてあげる。これが大事なところです。次に事例があったときに、被害者の気持ちをまず聞いてあげる、守ってあげることがまず大事ですが、加害者の気持ち、言い分もしっかり聴いてあげないと、実は加害者も被害者も大抵はどちらも生活が不安定、守りが薄い子どもたちが多くいます。不満が溜まっていたりします。事例の解決の後、継続的に見守ってあげて、より学校生活全体を楽しませてあげる方向に持ってあげるという一連の流れがあると思います。これは個人的な感想です。

米田委員 「これっていじめ？」の資料の1番目の事例ですが、子どもの立場から言えば、本能のままに喜怒哀楽を出すのはよくないですが、感情を押し殺すのもどうかと。子どもたちの中で、この1から3の事例をいじめなんだよと、理解させるのですか。

学校教育課長 色んなケースがあるので、「これがいじめだ」とはしません。「やってはいけない」とは教えますが「これがいじめだ」と分類して教えません。

教育長 これは教師に提案されたものです。子どもたちで協議した場合は、色々な価値観があると思います。結論は出ないと思います。子どもたちにとっては、この3つともいじめではないと言うと思います。

田中委員 私はどれもいじめではないと思いました。センター長が言われるように、加害者も被害者も言い分をしっかり聴いてあげて、先生とコミュニケーションが取れていて、子どもたちが言いやすい環境が良いというのはそうだと思います。子どもたちは大きくなると、色々なところで、このような場面に出くわすので、定義は定義だと思いますが、過敏になり過ぎずに、乗り越える力、解決する力が育ってくれたらと思いました。子どもたちが傷つきやすくなっているというのは事実だと思うので、聞いてあげる、アンケートを取るというのは、力を入れて今後も続けていただ

いたらと思います。

教育長 文部科学省の新しい定義は、非常に難しいです。こういうことになっていると知っていただきたかったので、報告させてもらいました

教育長 他にございませんか。

中尾委員 授賞式ありがとうございました。身に余ることです。電子図書とか、メールとかが普及していますが、社会の中で文芸を愛して、読んだり、書いたりすることを生きる糧としている80歳、90歳の方がたくさんいらっしゃいます。その方たちのエネルギーがいただいた賞だと思っています。ありがとうございました。

教育長 こちらこそありがとうございました。他にございませんか。

教育長 ないようですので、次の付議事項に入らせていただきます。

教育長 議案第1号 橋本市公立小中学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

学校教育課長 資料をご覧ください。これは、夏季休業日の短縮についてになります。
夏季休業日が「7月21日から8月31日まで」となっていたのを「7月21日から8月25日まで」と短縮します。

理由は、まず、授業時間が20時間程度確保できます。令和2年から小学校は新学習指導要領の本格実施になります。学校では教育課程の見直しで、移行期間になっています。大きく変わることで、小学校の3年生以上で週1コマずつ増えます。授業数が足りないわけではありませんが、移行期間として学校で対応する中で課題が出てきています。今4年生以上で週29コマの時間割になっています。4年生から中3まで同じです。週4日は6時間授業で、1日だけ5時間の授業です。ただ、月2回はクラブ・委員会があるので毎日6時間の週もあります。学校は授業だけではなく、行事や会議、研修もあります。例として、職員会議なんかは、5時間目の日なら3時からできますが、6時間目終わりだと4時から会議になります。先生の勤務時間は4時45分までなので45分しか時間がありません。そうすると有意義な会議の時間が持ちにくい。超過勤務で残ってもらって会議をしていることもあります。教育相談活動など突発的なことも何かしようとすると6時間目が終わってからの対応になります。それらを解決するために思い切って、会議の日に授業を1時間減らして3時からするという方法も、夏休みを短縮して生じてきた時間数を使えば可能になると考えています。校長の裁量になりますが、柔軟なカリキュラムマネジメントをしてもらって、ゆとりのある会議や研修などをしてもらって、子どもたちに還すことも可能になってくるのかなと考えています。年10回職員会議があります。それと別に校内研修もあります。家庭訪問、個人懇談もあります。授業時間確保のために5時間目が終わってから慌

てて行ったりしていますが、思い切って授業をカットして、ゆとりを持って保護者の方と向き合って話ができるのかなど。その部分も夏休みを短縮した時間で補えるのではないかと。大きな理由はそう考えています。

もう一つの理由は、空調設備が入り、夏季休業中でも教室で授業ができる環境が整ったということです。

その2つの理由で、夏季休業を短縮させてもらって、ゆとりをもって子どもと向き合えるマネジメントをしていただけるのではなかと考え、夏季休業を8月25日まで短縮させてもらいたいと思いますので、審議の程、よろしく願います。

教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

米田委員 国会で変形労働時間の話が出ています。また、たまたまですが、東京で石田議員とお話しましたが、教育に熱心な方です。彼は一つの案として夏休みという概念をなくして、繁忙期をなだらかにするという意見を持っていました。極端な話をすれば毎日1日5時間にするとか。自治体独自のやり方を示しているところもありますので、これらを含めて総合教育会議の中で、市長の意見も取り入れて橋本市の教育をどうして行くかをしっかり話される方が良いと思います。12月の総合教育会議の議題として取り上げることを意見として申し上げます。

教育長 総合教育会議については、閉会後に日程や議題を協議したいと思います。他にございませんか。

吉田委員 別に問題ないと思いますが、県下・全国の状況はどうですか。

学校教育課長 県下では空調が入った市町は、差はありますが、短縮しています。全国的にも同じです。

教育長 他にございませんか。

田中委員 子どもたちは残念がるとは思いますが、共働きが多い中、子どもたちが安心して居られるので、良いことだと思います。また時間ができるので、先生が子どもたちと向き合う時間ができるのかなど。予定を立てている家庭もあると思うので、なるべく早い目にお知らせいただくと保護者としてありがたいです。

教育長 他にございませんか。議案ですので、議決していただくことになります。

米田委員 自分の意見としては、今回保留です。環境が整ったので、色々な選択肢が考えられると思います。

教育長 基本は勤務の平準化に狙いを持っています。校長会でも議論をさせてもらいま

した。学校のカリキュラムマネジメントによる勤務の平準化です。管理職の力量が問われます。他の自治体を見ますと、新しい取組みとして、夏休み前の繁忙期を5時間にしているところもありますが、よく見ると、夏季休業日を短くして、その分をそこに充てています。

米田委員 これにすることで、日々7時、8時に帰っている先生が、1時間でも早く帰れるようになるのですか。

学校教育課長 それも狙いです。

教育長 教職員の時代に、職員会議を4時半ぐらいからやることもありましたが、勤務時間があるので4時半からの会議はおかしいのではないかと逆算で設定すべきではないかと意見を言いました。管理職になって、そういう時間設定をしたいと思うのですが、なかなか難しい部分がありました。

教育部長 論点を戻します。提案理由の中で、学校教育課長が説明しましたが、来年度から新学習指導要領が実施されます。夏季休業を短縮することで授業時間を20時間程度確保でき、それによって余裕のある教育が施せる。これまでは、エアコンがついてなかったのも、そこに踏み込めませんでした。環境が整ったのでこのタイミングでの提案となります。教員の働き方はこれに派生するものだと思います。

米田委員 夏季休業ありきではなく、それをなくしても良い。平準化するのなら、これをもって繁忙期の平準化ができますよね。極端に言えば。

教育部長 夏季休業をなくす考えは、今のところは持っていません。

米田委員 だから議論をすべきです。夏休みを短くすることで、授業時間がこうなる、先生の帰る時間がこうなるというシミレーションをいただきながら、先生、子ども、教育委員会の立場もあるでしょうから、色々な角度から意見をもらいながら、夏季休業を残すのであれば、今まで通りか、半分にするのか、市長の意見もいただきながら、橋本市独自に決める方が良いと思います。

教育長 言われていることは良く分かりますが、今回は25日までにする提案です。夏季休業をなくすのは。

田中委員 そういった提案、考え方が理解します。米田委員は極端に言われたと思いますが、なしは子どもたちにとってもマイナスになると思います。

米田委員 極端な話をしています。これはコマ数だけの問題だけではなく、働き方改革の話にも関係すると思うので、切り離しては考えられないと思います。

吉田委員 付議事項ですので、これについての議決は必要だと思います。

教育長 暫時休憩に入らせてもらいます。

<休憩>

教育長 再開します。

教育長 議案第1号について、他にご意見ございませんか。

教育長 ないようですので、議決を取らせてもらいます。挙手願います。

賛成 3

保留 1

教育長 賛成多数ということで、本案は原案のとおり可決されました。

教育長 その他に入ります。協議事項ございませんか。

教育長 ないようですので、協議事項はこれで終了させていただきます。

教育長 これをもって、令和元年11月教育委員会定例会を閉会します。

(午前10時20分)

署 名 委 員